

神戸芸術工科大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

神戸芸術工科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、神戸芸術工科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「世に役立つ人物の養成」は、寄附行為に簡潔に明記され、その使命を、「人物的に優れ、社会に必要な知識・技能・資格を備え、かつそれを活用し得る広い視野・適応力・創造性をもつこと。また、何ごとにもプラス思考で取り組み、楽しい充実した生活を送ることができる人材の育成」として具体化し、広く学内外への周知に努めている。

大学及び大学院は、建学の精神に基づきその使命・目的及び教育目的を学則に具体的に規定し、その内容を三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に的確に反映している。

「基準2. 学修と教授」について

大学及び大学院のアドミッションポリシーは、学部・学科、研究科・専攻ごとに定められ、その方針に沿った多様な入学者選抜を実施し、入学定員は概ね充足している。

教育課程は、カリキュラムポリシーにより体系的に編成されている。単位認定及び卒業・修了認定の基準は明確であり、「成績評価確認制度」の導入により、成績評価の公正性と透明性を担保している。

学部では実習科目の教育補助に実習助手と TA(Teaching Assistant)を、コンピュータの操作サポートに SA(Student Assistant)を配置し、学生の学修支援を図っている。

キャリア教育は、インターンシップを含め1年次から体系的に実施しており、キャリアサポート委員会とキャリアセンター室の連携による積極的な就職支援を展開している。

学生生活支援としては、独自の奨学金制度を多数有するほか、新入生や留学生の生活不安を払拭するための仕組みを設ける等、有効に機能している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする管理運営に必要な諸規則等が整備され、関係法令も遵守している。理事長直轄の監査室を設置し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

大学運営の意思決定権は学長が有しており、学長の諮問機関である運営協議会や副学長の選任、学長直轄の組織である「企画・IR室」の設置等により学長がリーダーシップを発揮する基盤が整備されている。

業務執行に当たっては、法人と大学との緊密な連携のもと、体系的な管理運営制度が構築されており、職務権限の分散とその責任を明確にするとともに、効率的な事務処理システムが機能している。

財政面では、毎年安定した収入が確保され、予算編成・方針に基づく中長期及び単年度

事業計画・予算計画の策定により適切な収支バランスを保持している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の責務として、大学評価委員会が定めた評価項目について、毎年度の自己点検・評価を実施しており、継続的な教育の質保証と向上に努めている。自己点検・評価活動によって収集された資料やデータは、正確性、透明性の確保に努めており、事実に基づいた客観的な分析を行うことで、実効的な改善を目指している。

自己点検・評価の実施結果は、学長方針として全教職員に示される「神戸芸術工科大学の活動に向けて」の内容に反映され、大学運営の改善・向上につなげている。

総じて、大学の個性・特色である「芸術工学」の専門性は、大学の使命・目的及び教育目的に十分反映されており、その目的達成のための教員組織、教育課程及び学修方法は適切であり、学生の支援の体制も整備されている。大学運営においても法人との円滑なコミュニケーションのもと、学長のリーダーシップが発揮される体制が構築されており、自己点検・評価による PDCA サイクルを有効に機能させることで、一層の教育の改善・向上が図られることを期待する。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域・社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「世に役立つ人物の養成」は、寄附行為に明示されている。平成 9(1997)年には、建学の精神を具現化する四つの柱として「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」を掲げて基本理念を明確にし、その使命を「人物的に優れ、社会で必要な知識・技能・資格を備え、かつそれを活用し得る広い視野・適応力・創造性をもつこと。また、何ごとにもプラス思考で取組み、楽しい充実した生活を送ることができる人材の育成」と定義している。

大学の目的は「科学技術（工学）と芸術文化の融合をテーマに、人文・社会・自然にまたがる諸科学を学び、豊かな教養に裏付けられた芸術的感性と表現技術を研ぎ、人類の生

活文化を豊かにする『これからの社会に必要とされる総合力をもったデザイナー、アーティスト、クリエイター』を世に送り出すこと」として具体化し簡潔に文章化されている。これらはホームページや大学案内等を通して広く社会に説明している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づく大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、それぞれの学則に具体的に明示されており、大学の専門である「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」を基盤とする「芸術工学」の分野としての個性・特色が、学部・学科、研究科及び専攻ごとに明確に反映されている。

使命・目的及び教育目的の内容は、学校教育法、設置基準等の法令に適合している。

大学は、平成元(1989)年に神戸研究学園都市構想の一環として設立されて以来、積極的に大学院の設置や学部の改組等を行い、それに合わせて使命・目的及び教育目的の見直しに取り組むことで、時代の変化や社会の要請に柔軟に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定及び改定については、学長直属の「企画・IR室」で検討し、運営協議会、教授会を経て理事会で決定していることから、役員、教職員の関与・参画を得ており、大学の使命・目的等が掲載された「KDU CAMPUS GUIDE」を教職員全員に、「事務の手引き」を専任及び兼任教員に配付し、全学的な理解と支持に努めている。

学生には「KDU CAMPUS GUIDE」等によって使命・目的及び教育目的を周知しており、社会に対してはホームページや大学案内を通じてその周知を図っている。

大学としての公式な中長期計画は示されていないが、大学は、毎年度事業計画を策定し、理事会決定を経た後に事業計画書として教職員に周知し、使命・目的及び教育目的の達成

に努めている。

使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映されており、教育研究組織も適切に整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは学科ごとに作成され、「入試要項&入試ガイド」「AO 入試ガイド」「大学院学生募集要項」、ホームページ等において明示・周知している。

入学者選抜については、「入学者選抜規程」にのっとり適切な体制のもと運用されている。また、入試問題は、「入試・広報委員会規程」を整備し、学長が入試問題作成委員を委嘱して大学独自に作成している。

アドミッションポリシーに沿った入学者を確保するため、奨学金及び学費減免制度を充実させ、また高校訪問や入試説明会など対面型広報に重点を置くなど受入れ方法を工夫している。

大学全体の在籍学生数は、収容定員を超えており、定員を確保している。また、学科別の収容定員に対する在籍者数は各学科とも概ね適正であり、学生の適切な受入れを維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、学科ごとのカリキュラムポリシーに即してその教育課程を体系的に編成しており、学科のコース別に履修モデルも明示されている。履修登録単位数の上限を

設定し、学生の修学時間を考慮した教育体制をとりながら、GPA(Grade Point Average)上位者と教職科目等については上限を超える単位修得を認めている。

特色ある導入教育として「スタディスキルズ」「フレッシュマンセミナー」を実施しており、また、「学科横断型プログラム」「総合プロジェクト」の導入、各種実習授業で積極的なフィールドワークを取入れるなど、実践力とコミュニケーション能力の養成に関して各種取組みを実施し、教授方法の工夫や開発を積極的に行っている。

【参考意見】

○学生の修学時間の確保の面から、履修登録単位数の上限の再設定が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会や学生委員会を設置し、委員長に教員、副委員長に職員を委嘱するなど教職協働体制を適切に整備・運営している。また、実習助手及び大学院生による TA を配置しており、大学院生の教育研究面における資質の向上、学生生活の支援及び学部教育の充実に資するよう適切に活用している。

中途退学者、留年者等への対応策について、状況とその理由の把握を行っており、それらの兆候のある学生について担当教員が面談を行うなど適切に行われている。

成績不振学生への教務課による個別面談、障がいのある学生への多面的な支援、保護者を対象とした「教育懇談会」の実施など、学生と保護者双方へのサポート体制を整備している。学生による「授業アンケート」「学生満足度調査」及び学生面談等により、学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業・修了要件については、大学学則、大学院学則で適切に定め、「KDU CAMPUS GUIDE2016」等にし、厳正に適用している。各科目において作成されたシラバスに基づき、レポート、実習課題、試験が行われている。

「成績評価確認制度」により学生へ成績評価の公正性と透明性を確保しており、また、GPA の評価方法は、学生に理解しやすいよう解説している。

社会人学生への対応として、キャリア・アッププログラム（履修証明プログラム）、大学院の長期履修制度の導入を行うなど、生涯学習へ配慮した制度を用意している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1 年次からキャリア教育を継続的に実施し、基礎教育科目中にインターンシップ科目を 4 科目設け、30 時間の職場体験をした受講者に単位を付与している。また、インターンシップの派遣に際し保険の加入や宿泊費補助制度を設けるなど、学生が参加しやすい環境を整えている。

キャリアサポート委員会とキャリアセンター室の連携により、学生だけでなく転職等を考える卒業生に対しきめ細かい進路指導や相談、情報の提供等が展開されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

各学期末に全ての授業について「授業アンケート」を実施し、授業担当者の改善案を求めるフィードバックコメント制度を採用している。フィードバックコメントは図書館及び学内ウェブサイトで公開している。

学生への「授業アンケート」「学生満足度調査」によって学生生活全般を分析・把握している。

「企業と大学との情報交換会」や大学祭に合わせて開催する「企業向け大学見学会」等で意見や要望をくみ取る機会を設け、教育目的の達成状況の把握に努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活支援については、学生委員会と学生生活・国際交流課が対応している。大学負担で「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、不測の事態に備える体制を構築している。

「学生団体と学長との懇談会」を毎年開催し、学生の意見・要望をくみ上げ、その回答は全学生に周知、公表する仕組みが整えられている。

数多くの奨学金制度や表彰制度を有し、教育ローンの利子減免制度、新入生の下宿準備をサポートする援助金制度がある。また、学生生活の不安を払拭するため「フレンドシップアワー」「一人暮らしオリエンテーション」を開催して、新入生の環境変化に対応する制度が設けられている。

学生相談室は臨床心理士が常駐し、学生生活上の各種サポートを行っている。留学生の支援として「留学生事務連絡会」を月例で開催し、情報の共有化を図り、学修や学生生活を支援するため日本人学生の「チューター」を採用するなど適切に機能している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部、研究科ともに設置基準を満たす専任教員を確保し、バランスに偏りなく配置されている。教員の昇任・昇格は、「教員選考規程」に基づき厳正なる審査により運営されている。また、教員の採用は研究者人材データベース（科学技術振興機構の研究者人材データベース）を利用した公募を原則としている。

年 2 回、FD・SD(Staff Development)研究会を開催し、全教職員で改善に取り組み、教員の業績評価を毎年実施し、個人研究費の配分に反映させる等、教員の資質の向上に努め、公募による研究助成や海外研究派遣を実施している。

教養教育を行うための「基礎教育センター」を設置し、教務委員会との連携によって基礎教育の充実を図るために見直しを行い、再編成による科目の充実を図っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎面積は設置基準を満たし、建物は耐震基準に適合している。学生の福利厚生
の充実を図るため学生会館（仮称であった学生センターから平成 28(2016)年 8 月に現名称
が正式決定）を建設し、図書館等の教育環境も適切に運営・管理をしている。また、神戸
市の福祉条例に沿ったバリアフリー化が実施されている。

教育目的の達成のため、コンピュータ室や AV 教室などの IT 環境が適切に整備されてい
る。

学生の要望を聞くために「学生満足度調査」「学生生活実態調査」を通して、施設・設備
に対する意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

授業を行うクラスサイズは、適切に管理され講義実習等が展開されている。「教育施設設
備整備委員会」を立上げ、授業環境の更なる充実のために整備・運用を検討することとして
いる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関
連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為のもとに、就業規則、学則等の組織の倫理・規律に関する規則等を体系的に整
備することで、経営の規律と誠実性を維持するとともに、建学の精神を具現化するために
「CS 理念・方針及び行動指針」を掲げ、学校法人に関わる全てのステークホルダーの満
足の実現に努めている。

大学の設置、運営に関連する法令等の遵守は適正であり、管理運営の強化及びコンプラ
イアンスの検証・評価のために監査室を設置するなど適切な管理運営体制が構築されてい
る。

環境保全、人権については、法令や通知に従って必要な規則等を制定するとともに、意

識の啓発に努めており組織的な対応が機能している。

教育情報や財務情報の公表については、大学及び法人のホームページにおいて適切に実施されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為の定めに従い最高意思決定機関である理事会とその諮問機関である評議員会が設置され、理事会は定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催している。

寄附行為に理事、監事及び評議員の選任に関する条項が規定されており、選任区分ごとに必要数が確保され適正な組織を構成している。

理事の出席状況は良好であることから、使命・目的の達成に向けての意思決定は有効に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則や「教授会規程」等の定めにより、学長が大学運営の意思決定権者であることが明確になっている。学長の諮問機関として運営協議会が設置され、その下部組織として各種委員会が組織されている。運営協議会では、学事運営に必要な事項について所管の委員会が検討した結果を協議し、報告することで学長の意思決定を助力している。

教授会は、学則及び「教授会規程」に定められた教育研究の重要事項について審議し、学長に意見を述べるものとされており、学長の意思決定に当たっての教授会の責任は明確になっている。

学長を補佐する者として副学長を置くとともに、大学運営や将来構想等について企画・調査・分析を行う「企画・IR室」を学長直轄の組織として設置しており、大学の意思決定と業務執行において学長がリーダーシップを発揮できる体制は整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会と各設置校の教学組織との意思疎通及び各設置校の運営に関する連絡調整を目的として開催される「設置学校長会」や、法人本部と各設置校の意思疎通と連携を図るため開催される「設置校実務運営懇談会」などにより、各部門間のコミュニケーションによる意思決定が円滑に行われ、相互チェックによるガバナンス機能が保たれている。

監事の選任及び職務については、寄附行為に規定されており、評議員会及び理事会の出席は良好で、学校法人の業務及び財産状況を適切に報告している。

理事長は年頭に各設置校に赴き、将来へのビジョン、方向性を述べる機会を設け、また、教職員向けのウェブサイト「理事長への提案箱」を作成し、教職員からの提案をくみ上げる制度を整備するなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務の組織及び分掌については、「事務組織規程」で規定されている。体系的な業務執行と管理を目的として、法人本部と大学事務局の2部門体制がとられており、それぞれの業務に必要な人員が配置され、効果的な執行体制が確保されている。

円滑な事務手続きを行うため、決裁、財務、勤怠管理のそれぞれのシステムは学内ウェブサイトで処理できる仕組みとなっており、業務執行の管理体制は機能している。

職員の資質・能力向上を図るため、専任職員を対象に、目標管理、職能資格、人事評価等を賃金に反映させる人事制度を運用している。また、職員の資質・能力開発の取組みは、OJTを基本として、より高い教養の修得を目的とした講義の聴講研修や外部機関が実施する研修セミナーに参加させているほか、職員通信教育講座が開設されており、積極的参加の推奨及び自己啓発支援が行われている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期及び単年度事業計画・予算計画を策定し、将来的な財政基盤安定化へ向け、その遂行に当たっている。これらの計画は、法人全体の計画の進捗状況・社会環境の変化等を鑑み、定期的に見直しが行われている。

毎年安定した学生生徒等納付金収入が確保されており、各種引当金等についても適切に留保されている。また、教授の定年年齢を引下げるなど将来的な人件費抑制のための手段が講じられており、収支バランスは確保されている。

外部資金については、受託研究等の研究費の拡大や科学研究費助成事業の採択数増加へ向けた対策を行うなど、獲得に向けて積極的に取り組んでいる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は「経理規程」「物品会計規程」等にのっとり、適切に実施されている。予算の申請から執行まで、全て学内ウェブサイトの財務システムによって一元管理されており、効率化及び適正化が図られている。

資産運用については「資金運用規程」に従い、適切に行われている。

会計監査は監事による財産状況の監査、監査法人による会計監査、及び監査室が行う内部監査による財務・会計監査が厳正に行われている。監事は毎年度理事会・評議員会に出席し、監査報告を行っている。監査法人は、監査報告会で計算書類等についての説明を行っている。監事、監査法人、監査室の意見交換を行う場として、「三様監査推進懇談会」が開催されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の教育水準の向上及び目的・社会使命を達成するため、学則第 1 条において教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことが定められている。「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」に基づき、平成 8(1996)年より毎年度実施されており、その周期は適切である。

自己点検・評価は、学内の各部局で実施され、大学評価委員会へ報告される。また、教育研究活動に加えて、大学全体の恒常的な内部質保証を目的に自主的な計画・実践・評価・改善(PDCA)体制が整えられており、適切に実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については、各種委員会や教授会などで報告された資料やデータ、アンケートを根拠としており、透明性が確保されている。資料やデータなどの多くは事務局で管理されており、学部・学科、専攻等の各部局で収集された現場の意見が反映された情報とともに、客観的に把握し分析されている。

毎年度の自己点検・評価結果は、報告書として図書館に配架し学生等に公開するほか、ホームページにおいて公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

学長が全教職員に示す活動戦略「神戸芸術工科大学の活動に向けて」の方針に自己点検・

評価の結果が反映され、毎年度の大学運営に活かされている。

各部署単位で行われた自己点検・評価の問題点や改善方を協議する場として運営協議会が機能しており、長期計画に関わる問題については、学長がワーキンググループを必要に応じて設置することができる体制となっている。

大学の目的達成、教育水準の向上及び管理運営等の適正化へ向けた PDCA サイクルの仕組みが組織的に確立されており、有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域・社会貢献活動

A-1 地域社会との連携強化

A-1-① 産官学連携による受託事業の有効性

A-1-② 研究成果や知見の誠実な社会還元と芸術工学研究機構の創設

【概評】

地元神戸に根差した大学として、教育研究内容の専門性を生かしながら複数の自治体や各団体と連携協定を締結し、また各種企業、教育機関等との協力・連携関係を深めて、地域社会に貢献する数多くのプロジェクトを展開している。その諸活動に学生の参加を促し、学生の実践力を培う場として特色あるカリキュラムが展開しており、教育、研究、地域貢献において多面的に相乗効果を挙げる取組みを継続的に行っている。地域社会から委託された研究などに学生が参加する「総合プロジェクト」科目は、社会活動を通じた教育実践として大きな教育成果を挙げている。

「神戸文化創生都市宣言」の一環として実施される各種行事に教職員が積極的に協力するなど、地域社会の活性化に貢献している。

平成 28(2016)年 4 月から学内の全ての研究活動の統括的な役割を担う「芸術工学研究機構」を創設し、研究体制の充実を図っている。